

大分県報

令和二年
四月一日
号外（四五）

（水曜日）

目次

人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部改正	一
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	三
大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	三
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正	三

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、第十一項中「第九項に」を「第七項に」に改め、同項を第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とし、第十四項を第十二項とする。

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「地域福祉推進監」を「地域共生社会推進監」に改め、同部の福岡事務所の項中

所長

六種

を

令和二年四月一日

大分県報号外（人事委規則）

所長	六種
参事（人事委員会が指定する職にあるもの）	七種

部のこども・女性相談支援センターの項中

に改め、同

副センター長	六種
参事（人事委員会が指定する職にあるもの）	七種

に改め、同

次長（行政職七級又は六級の職にある者（人事委員会が指定する職にあるものを除く。））、室長	七種
--	----

を

次長（行政職七級又は六級の職にある者（人事委員会が指定する職にあるものを除く。））、室長（行政職七級又は六級の職にある者）	七種
室長	十種

に改め、同

課長	五種
----	----

を

表の労働委員会事務局の項中「一種」を「三種」に改め、同表の人事委員会事務局の項中

課長	五種	に改め、同
参事（総括）	七種	

表の監査事務局の項中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改め、同項の「次長」の下に「、参事監」を加え、

課長	五種	を
参事（総括）	七種	

課長	五種	に改め、同
----	----	-------

表の教育委員会の部の本庁の項中

教育次長、参事監	三種	を
----------	----	---

理事	二種	に改め、
教育次長、参事監	三種	

「総務企画監」の下に「、法務調整監」を加え、同部の教育事務所の項中

所長（行政職八級の職にある者）	三種	を
所長	六種	

所長	六種	に改め、同
----	----	-------

部の教育センターの項中「、参事（人事委員会が指定する職にある者）」を削り、同部の図

副館長	七種	を
-----	----	---

館長	三種	に改め、同
副館長	七種	

部の埋蔵文化財センターの項中

所長	六種	を
副所長、参事（人事委員会が指定する職にあるもの）	七種	

所長	六種	に改め、同
----	----	-------

表の警察本部の部の本部の項中「参事官」を「総括参事官」に、「管理官」を「参事官」に、

課長、科学捜査研究所長、機動隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長	五種	を
通信指令室長	六種	

課長、科学捜査研究所長、機動隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長	五種	に改め、
------------------------------------	----	------

「（通信指令室長を除く。）」を削り、「公安職については」を「行政職七級又は六級の職にある者」に改め、「指導官（公安職八級の職にある者又は公安職七級のうち人事委員会が指定する職にある者）」の下に「、管理官、対策官（公安職八級の職にある者又は公安職七級のうち人事委員会が指定する職にある者）」を加え、「組織管理監」を「管理監」に

改め、「特殊詐欺・窃盗犯罪抑止対策官」、「交通管理官」及び「災害対策官」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則別表第三の警察本部の部の本部の項の規定は、令和二年三月二十五日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の議事事務局の部中「主幹」を「課長補佐」に改め、同表の知事部局の部の本庁の項中「人権・同対策課」を「人権尊重・部落差別解消推進課」に改め、「（人事又は服務に関する事務を担当する情報政策課参事に限る。）」を削り、同部の県税事務所の項中「次長」の下に「（第一順位者である次長に限る。）」を加え、同部の児童相談所の項中「所長」の下に「、次長」を加え、同表の教育委員会の部の本庁の項中「総務企画監」の下に「、法務調整監」を加え、「改革企画班参事・副主幹・主査・法務班参事」を「改革企画班参事・主幹・副主幹・法務班主幹」に、「企画・予算班課長補佐・副主幹」を「企画・予算班主幹・副主幹・主査」に改め、「担当する副主幹」の下に「・主査」を加え、「安全・安心企画班課長補佐、義務教育課管理予算班主幹」を「安全・安心企画班主幹、義務教育課管理予算班参事」に、「人権・同和教育課管理予算班主幹」を「人権教育・部落差別解消推進課管理予算班課長補佐」に改め、同表の監査事務局の部を次のように改める。

監査委員事務局	事務局長、次長、参事監、課長、第一課総務・財援監 査班参事・課長補佐（班の総括である参事・課長補佐に限る。）
---------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第五号

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の玖珠町の部の本庁の款の町長部局の項中「、室長」を削り、同款の教育委員会事務局の項中「課長」の下に「、指導企画監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第六号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一般社団法人又は一般財団法人の項中「公益財団法人大分県体育協会」を「公益財団法人大分県スポーツ協会」に改め、「公益財団法人ラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。